

市政記者各位

## 福岡市の犬の登録・狂犬病予防注射に関する手続きがもっと便利に！

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から「狂犬病予防法の特例制度」が始まりました。

福岡市では、令和5年3月1日からこの特例制度を適用します。これにより、令和5年3月1日以降に、環境省(指定登録機関)にマイクロチップの情報登録を完了した犬については、マイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口で登録手続きをする必要がなくなります。

また、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みとして、同じく3月1日から、犬の狂犬病予防注射済票の交付申請が新電子申請システムに加わりますので、併せてお知らせします。

つきましては、市民の皆さまへの広報にご協力くださいますようお願いいたします。

### ●改正動物愛護管理法の改正

同法の改正により、ペットショップ等で販売される犬や猫には、マイクロチップの装着と環境省の指定登録機関への登録が義務化されました。

### ●鑑札

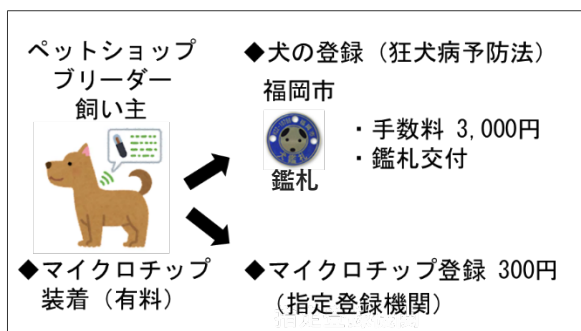
市町村に犬の登録を行った際に交付される札。

## 1 特例制度参加によるメリット

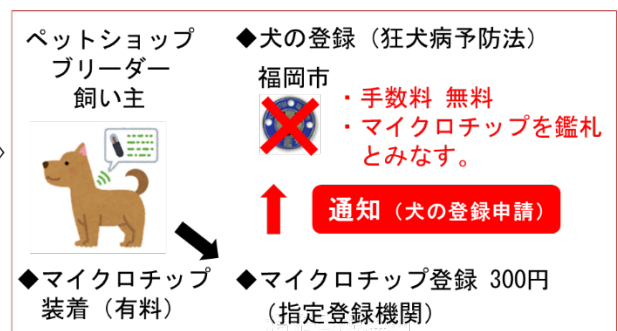
- 登録手数料(3,000円)が不要
- 福岡市への転入も含め窓口での手続きが不要
- 犬への鑑札装着が不要(鑑札紛失のリスクがゼロに)

### 【特例制度参加による犬の登録手続きのイメージ】

○現行(別々に手続きが必要)



○特例制度適用(ワンストップで手続き可能)



## 2 犬の狂犬病予防注射済票交付のオンライン申請スタート

令和5年3月1日から新電子申請システムを利用し、今まで窓口でしかできなかった、犬の狂犬病予防注射済票の交付申請と手数料の支払いがオンラインでも可能となります。

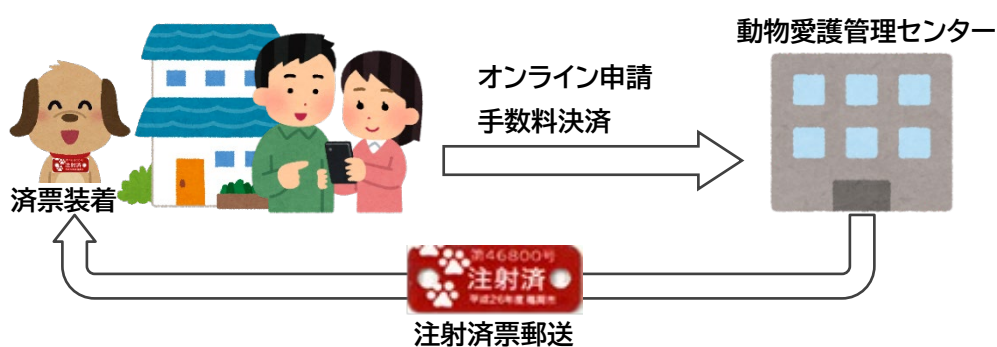
福岡市 ネットで手続き

検索

申請画面はこちらから検索  
(3月1日から利用可能)

### ●狂犬病予防注射済票

毎年1回の接種が義務づけられている犬の狂犬病予防注射が接種済みであることを証明する札で、犬への装着が義務付けられています。



【本リリースに関する問い合わせ先】  
保健医療局 生活衛生課 椿本・藤沢  
電話：092-711-4273(内 2253)

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。

『福岡100』WEBサイト▷



**福岡100**  
何歳でも  
チャレンジできる  
未来のまちへ